

総行住第 92 号
令和 5 年 11 月 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について (通知)

今般、住民基本台帳事務処理要領 (昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知) の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村 (特別区を含む。) に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正事項

- 1 今般、住民から死亡、転入、転居、転出など住民票の記載等が必要となる届出があった際に、誤って別人の住民票の記載等を行い、マイナンバーカードや電子証明書が失効した事例の報告が複数あったことを受け、住民票の記載や削除に当たっては、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の 4 情報で検索するなど、対象者を確実に特定し、その内容を確定させる前に、複数の職員による厳格な確認を行うことが適当と考えられることから、所要の改正を行ったこと。
- 2 国外からの転入者に係る転入手続において、当該国外転入者に対し以前記載された住民票コード等の有無を慎重に確認することが適当と考えられることから、所要の改正を行ったこと。
- 3 ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置 (以下、「支援措置」という。) においては、保護命令決定を受けるなど、被害者と加害者の立場が明確である場合もあるが、申出者と「加害者」欄に記載された者の間の訴訟が係争中であり確定していない場合なども含まれていることから、支援措置において、「被害者」・「加害者」等の表記を「支援措置対象者」・「相手方」と改めたこと。

第2 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

- 1 住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。
- 2 この通知は、通知の日から実施する。

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行	令和5年11月8日以降
<p>第2 住民基本台帳</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住民票の記載等の手続</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ～オ (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)～(6) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第4 届出</p> <p>1 届出書の様式及び規格</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(3) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。</p>	<p>第2 住民基本台帳</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住民票の記載等の手続</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ウ 法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製された住民票の記載等は、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4情報で検索するなど、対象者を確実に特定し、その内容を確定させる前に、複数の職員による厳格な確認を行うこと。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>エ～カ</u> (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)～(6) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第4 届出</p> <p>1 届出書の様式及び規格</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(3) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。</p>

〇〇市(町村)長殿

住民異動届

世帯番号 新旧

異動年月日 令和 年 月 日
住所 〇〇市(町村) 〇〇番地 〇〇

氏名 姓 名
性別 男 女
生年月日 〇〇年 〇月 〇日

Table with columns: 氏名, 性別, 生年月日, 国籍・地域, 在留資格, 住民票コード, 住所, 国民年金, 国民年金番号, 後期高齢者, 介護保険, 健康保険, 児童手当, 異動項目

※1 生年月日欄は外国人(住民の方は西暦で記入しても差し支えありません。),
※2 住民票コードは記入時のみ記載してください。(住民基本台帳カードを提示する場合は記載の必要はありません。),
※3 外国人住民の方のみ記入してください。
※4 日本人の方のみ記入してください。

(事務処理記録欄)

〇〇市(町村)長殿

住民異動届

世帯番号 新旧

異動年月日 令和 年 月 日
住所 〇〇市(町村) 〇〇番地 〇〇

氏名 姓 名
性別 男 女
生年月日 〇〇年 〇月 〇日

Table with columns: 氏名, 性別, 生年月日, 国籍・地域, 在留資格, 住民票コード, 住所, 国民年金, 国民年金番号, 後期高齢者, 介護保険, 健康保険, 児童手当, 異動項目

※1 生年月日欄は外国人(住民の方は西暦で記入しても差し支えありません。),
※2 住民票コードは記入時のみ記載してください。(住民基本台帳カードを提示する場合は記載の必要はありません。),
※3 外国人住民の方のみ記入してください。
※4 日本人の方のみ記入してください。

(事務処理記録欄)

2 届出の受理

(1) (略)

(2) 実質的審査

ア～エ (略)

オ 審査にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 日本の国籍を有する者について、国外から転入をした者及びいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により転出証明書を提出できない者から転入届があった場合には、戸籍と照合し又は他市町村に本籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている事項について照会する等の方法により、その事実を確認したうえ、住民票の作成又は記載を行う。

(イ) 外国人住民について、転出証明書に記載のある在留期間の満了の日が、転入届のあった時点で既に経過している場合等には、在留カード等の提示を求め、在留期間更新等許可申請中であることを確認する等の方法により、外国人住民であることを確認したうえ、住民票の作成又は記載を行う。

2 届出の受理

(1) (略)

(2) 実質的審査

ア～エ (略)

オ 審査にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 日本の国籍を有する者について、国外から転入をした者及びいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により転出証明書を提出できない者から転入届があった場合には、戸籍及び戸籍の附票と照合し、又は他市町村に本籍を有する者については、戸籍及び戸籍の附票に記載又は記録がされている事項について照会する等の方法により、氏名、出生の年月日、男女の別及び国内における直近の住所の情報と、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の内容が合致するか確認したうえ、住民票の作成又は記載を行う。この際、国外転出中に氏名や本籍等の変更を行った場合については、変更前の情報と住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の内容が合致するか確認する必要があることに留意すること。

(イ) 外国人住民について、転出証明書に記載のある在留期間の満了の日が、転入届のあった時点で既に経過している場合等には、在留カード等の提示を求め、在留期間更新等許可申請中であることを確認する等の方法により、外国人住民であることを確認したうえ、住民票の作成又は記載を行う。

特に、国外からの転入者の場合、在留カード等の記載

又は本人からの聞き取りにより国内での在住歴を確認した上、その確認内容と住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の内容が合致するか確認するが、氏名、出生の年月日及び男女の別の情報が同一であることのみで同一人と判断することなく、本人から具体的な陳述を得ることにより判断しなければならない。また、国外転入者に以前記載された住民票コードがある場合、国外転出前の住民票は本人からの届出等により消除されるものであるため、国外転出前の住民票の消除を確認したうえで、作成した住民票に以前の住民票コードを記載すること。

なお、以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等には、国外転出の前の住所及び転出時期を届出に記載させ、当該住所の情報を含めて、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報と照合するなどして、確認を行うことが適当である。

(ウ)～(オ) (略)

3・4 (略)

第5 その他

1～9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為

(ウ)～(オ) (略)

3・4 (略)

第5 その他

1～9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為

等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第1項及び第2項、第11条の2第1項及び第2項、第12条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の2第1項から第3項まで、第12条の3第1項から第6項まで、第15条の4第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項まで、第20条第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項まで、並びに第21条の3第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア （略）

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア－(ア)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認めら

等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）の、申出の相手となる者（以下「相手方」という。）が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止し、もって支援措置対象者の保護を図ることを目的として、法第11条第1項及び第2項、第11条の2第1項及び第2項、第12条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の2第1項から第3項まで、第12条の3第1項から第6項まで、第15条の4第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項まで、第20条第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項まで、並びに第21条の3第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア （略）

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア－(ア)に掲げる者に該当し、かつ、相手方が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認めら

れるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者と同じの住所を有する者

当初受付市町村長は、ア(イ)の申出を受けている場合には、加害者が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同じの住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の申出を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて(ア)と同様の確認を行う。

ウ～キ (略)

ク 支援措置の終了

市町村長は、次のいずれかに該当する場合には、支援措置を終了する。

A 支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき

なお、当該終了の申出は、当初受付市町村長がアの例により受け付け、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の終了を求める旨の申出があった旨を連絡する。

B～C (略)

ケ 被害者と同じの住所を有する者に対する支援措置の延長・終了

れるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者と同じの住所を有する者

当初受付市町村長は、ア(イ)の申出を受けている場合には、相手方が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同じの住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の申出を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて(ア)と同様の確認を行う。

ウ～キ (略)

ク 支援措置の終了

市町村長は、次のいずれかに該当する場合には、支援措置を終了する。

A 支援措置対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき

なお、当該終了の申出は、当初受付市町村長がアの例により受け付け、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の終了を求める旨の申出があった旨を連絡する。

B～C (略)

ケ 支援措置対象者と同じの住所を有する者に対する支援措置の延長・終了

被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置は、被害者を保護するための措置であるから、原則として被害者に対する支援措置の延長・終了に伴い、延長・終了するものとして差し支えない。

コ 支援措置

(ア) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置

A 市町村長は、支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から申出がなされる場合（閲覧者、閲覧事項取扱者の中に、加害者が含まれている場合を含む。）

法第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否する。

(B) 支援対象者本人から申出がなされた場合

支援対象者本人からの閲覧の申出については、対象となる住民が氏名等により特定されているものであるため、閲覧制度ではなく、住民票の写しの交付制度により対応することが適当である。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないよう、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

加害者の氏名が変更している場合、加害者が旧氏や通称を用いて申出を行う場合、被害者が加害者を旧氏や通称のみをもって把握しており、かつ、加害者が旧氏や通称を変更している場合等があり得るため、住民

支援措置対象者と同一の住所を有する者に対する支援措置は、支援措置対象者を保護するための措置であるから、原則として支援措置対象者に対する支援措置の延長・終了に伴い、延長・終了するものとして差し支えない。

コ 支援措置

(ア) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置

A 市町村長は、支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

(A) 相手方が判明しており、相手方から申出がなされる場合（閲覧者、閲覧事項取扱者の中に、相手方が含まれている場合を含む。）

法第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否する。

(B) 支援措置対象者本人から申出がなされた場合

支援措置対象者本人からの閲覧の申出については、対象となる住民が氏名等により特定されているものであるため、閲覧制度ではなく、住民票の写しの交付制度により対応することが適当である。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

相手方が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないよう、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

相手方の氏名が変更している場合、相手方が旧氏や通称を用いて申出を行う場合、支援措置対象者が相手方を旧氏や通称のみをもって把握しており、かつ、相手方が旧氏や通称を変更している場合等があり得るた

基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して申出者が加害者であるかを確認することが適当である。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないよう、利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行うことが適当である。

なお、加害者が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまして閲覧を請求することも考えられるため、法第11条に基づく請求であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

B 市町村長は、その判断により、閲覧申出において特別の申出がない場合には、支援対象者を除く申出であるとみなし、支援対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することとして差し支えない。なお、この場合、市町村長は、閲覧申出用紙に明記する等により、あらかじめその旨を申出者に明らかにする。

ただし、このような取扱いをする場合でも、国又は地方公共団体の機関による請求の場合及びその他の者による支援対象者に係る閲覧を求める特別の申出の場合には、Aの例により取り扱う。

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合）にあつては、支援対象者に係

め、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して申出者が相手方であるかを確認することが適当である。

また、相手方の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないよう、利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行うことが適当である。

なお、相手方が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまして閲覧を請求することも考えられるため、法第11条に基づく請求であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

B 市町村長は、その判断により、閲覧申出において特別の申出がない場合には、支援措置対象者を除く申出であるとみなし、支援措置対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することとして差し支えない。なお、この場合、市町村長は、閲覧申出用紙に明記する等により、あらかじめその旨を申出者に明らかにする。

ただし、このような取扱いをする場合でも、国又は地方公共団体の機関による請求の場合及びその他の者による支援措置対象者に係る閲覧を求める特別の申出の場合には、Aの例により取り扱う。

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援措置対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合）にあつては、支援措置対

る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。)の写し等及び戸籍の附票(支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。)の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 支援対象者本人から請求がなされた場合

加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵便等による請求を認めないこととする。ただし、特別の必要がある場合には、あらかじめ代理人又は使者を支援対象者と取り決める、支援対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で、請求を認めることとする。

象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。)の写し等及び戸籍の附票(支援措置対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。)の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 相手方が判明しており、相手方から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、相手方の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援措置対象者から交付請求を受けるなどの方法により、相手方に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 支援措置対象者本人から請求がなされた場合

相手方が支援措置対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵便等による請求を認めないこととする。ただし、特別の必要がある場合には、あらかじめ代理人又は使者を支援措置対象者と取り決める、支援措置対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で、請求を認めること

また、第2-4-(1)-①-ア-(イ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う申出に対する交付を防ぐため、第2-4-(1)-①-ア-(イ)及び第5-10-コ-(ア)-A-(C)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの申出に対する交付を防ぐため、(ア)-A-(C)に準じて利用目的についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

サ 関係部局との連携

イ又はオにおいて支援の必要性があることを確認した市町村長は支援対象者（外国人住民を除く。）が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についてもコの支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、選挙管理委員会と連携を取ることが適当である（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」平成17年3月25日総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）。同様の趣旨から、当該市町村内の関係部局に、必要な情報を提供することにより、これらの部局との連携に努めることが必要である。

とする。

また、第2-4-(1)-①-ア-(イ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

相手方が第三者になりすまして行う申出に対する交付を防ぐため、第2-4-(1)-①-ア-(イ)及び第5-10-コ-(ア)-A-(C)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、相手方の依頼を受けた第三者からの申出に対する交付を防ぐため、(ア)-A-(C)に準じて利用目的についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

サ 関係部局との連携

イ又はオにおいて支援の必要性があることを確認した市町村長は支援措置対象者（外国人住民を除く。）が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についてもコの支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、選挙管理委員会と連携を取ることが適当である（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」平成17年3月25日総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）。同様の趣旨から、当該市町村内の関係部局に、必要な情報を提供することにより、これらの部局との連携に努めることが必要である。